

6. 健康福祉部の組織及び事務分掌

(令和6年4月実数)

部	部人員 (部長含)	課	課人員 (課長含)	係	係長 (主査)	主任	係員
健康福祉部 (福祉事務所)	164	地域支援課	7	地域支援主査	3	1	2
		低所得者支援等給付金担当課長	3	低所得者支援等給付金担当	1	0	1
		生活福祉課	29	管理係	1	2	0
				生活相談係	2	2	0
				生活福祉係	3	8	10
		高齢者支援課	29	管理係	2	2	4
				介護保険係	3	5	8
				介護認定係	1	2	1
		相談支援担当課長	14	相談支援係	5	5	3
		(法人からの派遣職員1名含む)					
障害者福祉課	25	管理係	2	2	4		
		基幹相談支援センター	3	5	8		
		健康課	35	管理係	1	2	2
保健医療担当部長		地域保健調整担当課長		健康増進係	2	3	5
		保健センター増築・複合施設整備担当課長		母子保健係	2	3	13
		保険年金課	21	国保年金係	4	6	5
後期高齢者医療係	1			2	2		

(1)健康福祉総合計画に関する事。 (2)地域福祉計画及び成年後見制度利用促進基本計画に関する事。 (3)地域共生社会の推進に関する事。 (4)保健、医療及び福祉の連携の総合調整に関する事。 (5)福祉人材の育成に関する事。 (6)権利擁護事業に関する事。 (7)地域福祉に関する事。 (8)福祉のまちづくりに関する事。 (9)民生委員及び児童委員に関する事。 (10)赤十字奉仕団及び保護司会との連絡に関する事。 (11)未帰還者、引揚者、戦没者遺族及び留守家族援護に関する事。 (12)元軍人及び軍属の恩給及び叙勲に関する事。 (13)社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会に関する事。 (14)社会福祉法人の定款の認可、指導監査等に関する事。 (15)臨時給付金に関する事。 (16)部内の企画調整に関する事。 (17)部内の庶務に関する事。

(1)生活保護法に係る経理に関する事。 (2)中国残留邦人等に対する支援給付の経理に関する事。 (3)課内の庶務に関する事。

(1)福祉総合相談に関する事。 (2)生活保護、その他生活困窮者相談に関する事。 (3)生活困窮者自立支援法に係る生活困窮者に対する支援に関する事。 (4)中国残留邦人等に対する支援に関する事 (他の係に属するものを除く)。 (5)ひきこもりの相談支援に関する事。

(1)生活保護法に関する事(他の係に属するものを除く)。 (2)児童福祉法による助産施設の入所に関する事。 (3)旅行病人及び死亡人に関する事。

(1)高齢者福祉計画に関する事。 (2)高齢者福祉施設の計画に関する事。 (3)敬老事業に関する事。 (4)老人クラブに関する事。 (5)テニミリオンハウス事業に関する事。 (6)いきいきサロン事業に関する事。 (7)移送サービス事業に関する事。 (8)市立高齢者施設に関する事。 (9)公益社団法人武蔵野市シルバー人材センターに関する事。 (10)公益財団法人武蔵野市福祉公社に関する事。 (11)福祉資金貸付けに関する事。 (12)課内の庶務に関する事。

(1)介護保険事業計画に関する事。 (2)介護保険財政に関する事。 (3)被保険者の資格管理に関する事。 (4)介護保険料の賦課に関する事。 (5)介護保険料の徴収に関する事。 (6)介護保険給付に関する事。 (7)保健福祉事業に関する事。 (8)被保険者、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護保険施設等の相談及び調整に関する事。 (9)介護サービス事業者等の指導及び監査に関する事。 (10)指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事。 (11)指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定に関する事。 (12)介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定に関する事。 (13)その他介護保険に関する事 (他の係に属するものを除く)。

(1)介護保険に係る認定事務に関する事。 (2)介護認定審査会に関する事。

(1)高齢者に係る福祉総合相談に関する事。 (2)高齢者に係る福祉サービスの総合調整に関する事。 (3)老人福祉法 (昭和38年法律第133号)に関する事。 (4)高齢者の社会参加の促進に関する事。 (5)高齢者福祉施設入所措置に関する事。 (6)日常生活支援事業に関する事。 (7)家族介護支援事業に関する事。 (8)認知症高齢者の支援に関する事。 (9)高齢者虐待に関する事。 (10)在宅介護支援センターに関する事。 (11)地域包括支援センターに関する事。 (12)地域包括ケア推進協議会に関する事。 (13)介護予防・日常生活支援総合事業に関する事(他の係に属するものを除く)。 (14)その他高齢者に係る在宅サービスに関する事。

(1)障害者計画に関する事。 (2)障害者基本法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (以下「障害者総合支援法」という)、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (以下「精神保健福祉法」という)に関する事。 (3)障害者福祉施設の計画に関する事。 (4)手当等福祉的給付金に関する事。 (5)障害者等医療費助成に関する事。 (6)障害者の社会活動に関する事。 (7)ボランティア育成に関する事。 (8)心のバリアフリー啓発に関する事。 (9)障害者歯科相談に関する事。 (10)社会福祉法人武蔵野に関する事。 (11)市立障害者施設に関する事。 (12)課内の庶務に関する事。

(1)障害者及び障害児に係る福祉総合相談に関する事。 (2)障害者総合支援法に基づく基幹相談支援センターに関する事。 (3)障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく障害者虐待防止センターに関する事。 (4)障害者及び障害児に係る福祉サービスの総合調整に関する事。 (5)児童福祉法による障害児の支援に関する事。 (6)療育に関する事。 (7)精神保健福祉法第21条に規定する保護者に関する事。 (8)指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定に関する事。 (9)障害者就労支援事業に関する事。 (10)障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく障害を理由とする差別の相談等に関する事。 (11)その他障害者及び障害児に係る在宅サービスに関する事。

(1)健康推進計画及び食育推進計画に関する事。 (2)自殺総合対策計画に関する事。 (3)保健所との連絡に関する事。 (4)一般社団法人武蔵野市医師会、公益社団法人東京都武蔵野市歯科医師会及び一般社団法人武蔵野市薬剤師会との連絡及び調整に関する事。 (5)地域医療に関する事。 (6)休日診療に関する事。 (7)大気汚染健康障害者医療費助成に関する事。 (8)原子爆弾被爆者に対する援護及び介護手当支給に関する事。 (9)献血推進協議会その他関係団体に関する事。 (10)災害時医療体制に関する事。 (11)感染症予防その他防疫に関する事。 (12)保健センターに関する事。 (13)保健センター運営委員会に関する事。 (14)課内の庶務に関する事。

(1)成人予防接種に関する事。 (2)予防接種対策委員会に関する事。 (3)結核予防に関する事。 (4)各種がん検診に関する事。 (5)市民の健康増進に関する事。 (6)健康教育及び健康相談に関する事。 (7)高齢者の医療の確保に関する法律及び健康増進法に規定する健康診査及び保健指導の実施に関する事。 (8)公益財団法人武蔵野健康づくり事業団に関する事。 (9)成人歯科保健に関する事。 (10)成人食育に関する事。 (11)こころの健康事業に関する事。

(1)母子保健に関する事 (予防接種、歯科保健及び食育を含む)。 (2)養育医療に関する事。 (3)熱中症対策に関する事。 (4)受動喫煙対策に関する事。 (5) **子ども家庭センター(主に母子保健)に関する事。**

(1)国民健康保険に関する事。 (2)国民健康保険運営協議会に関する事。 (3)国民健康保険税の調査、賦課及び調定に関する事。 (4)国民年金に関する事。 (5)課内の庶務に関する事。

(1)後期高齢者医療に関する事。 (2)後期高齢者医療保険料の徴収に関する事。 (3)後期高齢者医療被保険者の葬祭費の支給に関する事。 (4)東京都後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関する事。